

令和6年度第2回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和6年10月7日（月）午後5時から午後6時30分まで

2 開催

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

委員総数21名中14名

高校生1名及び大学生1名

（出席委員）

池田紀代美委員、川出陽一委員、北村信人委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、杉浦ますみ委員、鈴木雅也委員、中井恵美委員、中屋浩二委員、本多伯舟委員、山中信子委員、山本理絵委員、横山茂美委員、渡邊佐知子委員

（参加者）

高校生 澤之向さん、大学生 小島さん

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長 ほか

4 議事等

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和6年度第2回愛知県子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は子育て支援課の伊藤と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、立花子ども家庭推進監からご挨拶を申し上げます。

（立花子ども家庭推進監）

皆さん、こんばんは。

愛知県福祉局子ども家庭推進監の立花でございます。

委員の皆様方におかれましては日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、本日はご多忙の中、令和6年度第2回愛知県子ども・子育て会議にご出席くださり、心から感謝申し上げます。

さて、令和5年4月に施行されたこども基本法において、こども施策を策定し、実施し、評価するに当たっては、当事者である子ども・若者から意見を聞き、施策に反映することが義務付けられています。

本件の意見反映の取組として、子ども・子育てに関する総合計画である次期はぐみんプランの策定に当たって、本日の第2回子ども・子育て会議に学生のお二方にご参加いただき、ご意見をお伺いさせていただきます。

学生のお二方におかれましては、本会議への参加にご応募くださり、誠にありがとうございます。

また、第3回の会議実施後に行うパブリックコメントでは、子どもにも分かりやすい資料を作成し、広く県内の子ども・若者から意見を聞き取り、今後の本県の子ども・子育て施策に反映していくことを考えております。

今回ご参加いただく学生のお二方におかれましては、若者の目線から率直なご意見を述べていただけたらと思っております。

本日の会議については議事3件でございます。

議事の1件目は、次期計画の名称・副題・体系図について、議事の2件目は、「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」（仮称）の数値目標として掲げる項目について、議事の3件目は、「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」（仮称）の取組内容についてでございます。

第1回会議でお示しさせていただいた計画の体系図に基づき、基本施策ごとの目標項目、取組内容の概要について、ご審議いただきたいと思います。

皆様には忌憚のないご意見を賜り、本日の会議が実りあるものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

（子育て支援課 伊藤課長補佐）

次に、委員の皆様のご紹介でございますが、今回、一部の委員に変更が生じております。

お手元の配布資料2枚目、次第の後ろにございます、愛知県子ども・子育て会議委員名簿をご覧ください。

変更のない委員の皆様につきましては、名簿をもってご紹介にかえさせていただきますと存じますが、今回新たに委員にご就任された方につきましては、ここでご紹介させていただきます。

加藤 万里子様。

愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長でいらっしゃいます。

川島 一家様。

日本労働組合総連合会愛知県連合会ジェンダー平等・多様性推進局長でいらっしゃいます。

以上のお二方です。

また、加藤委員、川島委員、榊原委員、鈴木宏美委員、春原委員、堀川委員、水越委員については、本日は所用によりご欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議は、定足数である過半数を超える 14 名の委員にご出席いただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、今回の会議では、こども基本法第 11 条に基づき、本県の子ども・子育て支援に関する施策に当事者である子ども・若者の意見を反映するため、公募により選出された高校生及び大学生の方にもご参加いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

澤之向様。

県立学校に通われる高校生でいらっしゃいます。

小島様。

愛知県内の大学に通われる大学生でいらっしゃいます。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は、次第、委員名簿、配席図、資料 1 次期計画の名称・副題・体系図、資料 1 (別添) 第 1 回会議からの継続検討事項 (次期計画の基本目標) の考え方、資料 2 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」(仮称) の数値目標として掲げる項目、資料 3 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」(仮称) の取組内容、資料 4 今後のスケジュールです。

参考資料といたしまして、参考資料 1 こども大綱の概要、参考資料 2 こども大綱の全文、参考資料 3 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の本冊及び概要版、参考資料 4 「あいち子ども・若者育成計画 2027」本冊・概要版、参考資料 5 愛知県社会福祉審議会関係例規でございます。

不足等ございましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

(了承)

それでは進行させていただきます。

続きまして、当会議の運営に関する事項についてご説明申し上げます。

この会議は、愛知県社会福祉審議会規程第 9 条第 4 項で準用する同条第 3 項の規定により公開としております。

9 月 24 日 (火) から県のホームページで、会議の開催のお知らせをしており、本日の傍聴者は 2 名いらっしゃいますので、ご報告いたします。

傍聴の方にお願ひ申し上げます。

お手元の傍聴人心得をお守りいただき静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の進行におきましては、後藤会長をお願いいたします。

(後藤会長)

皆様こんばんは。

遅い時間から集まっただきありがとうございます。

本日もどうぞ会議運営にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは議事に入ります前に、愛知県社会福祉審議会規程第9条第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人2名を指名いたします。

議事録署名人に川出 陽一委員、そして山中 信子委員にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めて参ります。

まず、本日の会議の流れについてご説明させていただきます。

既に事務局の方からも説明ございましたけれど、本日の議事は、まず1番目に次期計画の名称・副題・体系図について、そして2番目に、「はぐみんプラン2029年」(仮称)の数値目標として掲げる項目について、そして3番目に「はぐみんプラン2029」(仮称)の取組内容の3点ということになっております。

まず、議事1 次期計画の名称・副題・体系図について、事務局から説明していただき、その説明を伺った後で、内容についてご意見・ご質問がございましたらご発言を賜ります。なお、ご発言される際には挙手をしていただき、指名を受けた後にご発言いただくというような形で進めたいと思います。

そして一通りご意見・ご質問が出ましたら、次の議事2、議事3と進んで参ります。なお、本日の議事2と議事3は内容が重なる部分がございますので、まとめて事務局から説明していただく予定でございます。

そして、この議事3の説明まで終わったタイミングで、先ほどご紹介いただきました、本日ご参加いただいている澤之向さん、小島さんにご意見をお伺いさせていただこうと考えております。

もちろんお二人については、それ以外のタイミングでも、何かご質問があるときは手を挙げていただけて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどもございましたように、本日の会議は高校生・大学生から意見をお聴きすることも主眼にしておりますので、委員の皆様におかれましては時間の都合により十分にご意見を伺う時間がないかもしれません。そうなった場合には、10月10日(木)までに事務局宛てにメールを送信いただけましたら、審議中のご意見と同様に検討させていただくことも可能となっておりますので、その点もご配慮いただけたらと思いますので、ご承知おきください。

ちょっと前置きが長くなりましたけれど、それではまず1の次期計画の名称・副題・体系図について事務局から説明をお願いいたします。

(子育て支援課 今宮課長)

子育て支援課長の今宮でございます。

失礼して着座にて、ご説明をさせていただきます。

私からは本日の議事(1)「次期計画の名称・副題・体系図について」を説明させていただきます。

資料1 「次期計画の名称・副題・体系図」をご覧ください。

まず、「1 次期計画の名称・副題」でございますが、前回の第1回会議のご了解内容としまして、「次期計画に関して、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付けて策定を行う」ものでございます。

このため、次期計画の名称につきましては、新たに「都道府県こども計画」に位置付けることを踏まえつつ、次の3つの点を考慮することといたします。

1つ目としまして、「都道府県こども計画」であることが明確であること。

2つ目といたしまして、県の子育て応援キャラクターとして定着している「はぐみん」を引き続き使用すること。

なお、「はぐみん」という愛称は、2007年度に一般公募により選定しております。

3つ目としまして、簡潔で分かりやすいこととさせていただきます。

また、今般、「あいち子ども・若者育成計画2027」と統合を行うため、副題で「若者」の文言を盛り込むことといたします。

更に、少子化対策の計画であることも引き続き明確化することといたします。

法令や国大綱関係の参考としまして、次の※印でございますが、こども基本法上、「都道府県こども計画」はこども大綱を勘案して作成することとされております。

こども大綱は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つを1つに束ねたものでございますが、「若者」のための計画であることも明確化するため、副題において、「若者」の文言を直接盛り込むことといたします。

以上の点を考慮し、次期計画の名称等につきましては、枠の中でございますが、名称(案)を「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」とし、副題(案)としまして、「「日本一子育てしやすく、全ての子ども・若者が輝く愛知」の実現を目指して」にしたいと考えております。

次に、「2 次期計画の体系図」でございますが、体系図の考え方は、第1回会議で説明をさせていただきましたので、説明は省略しますが、右下の太字にございませとおり、下線箇所が現計画からの変更点となっております。

それでは続きまして、別添の「第1回会議からの継続検討事項(次期計画の基本目標)の考え方」に移させていただきます。

第1回会議において、次期計画の基本目標について、渡邊委員からご意見をいただいておりますが、事務局の考え方を別添のとおり整理しておりますので、右上の別添と記載のあるA4資料「第1回会議からの継続検討事項(次期計画の基本目標)の考え方」をご覧ください。

まず、第1回会議でのご意見については、上の点々の囲みの所、「子どもの権利条

約の精神（子どもの最善の利益や権利の擁護など）を反映した基本目標にした方がいいのではないか」というものでございました。

次期計画の基本目標については、「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができるとともに、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」と考えており、前段の「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる」は、現行のはぐみんプランの基本目標を引き継いでおります。

後段の「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」は、計画策定に当たり勘案すべきことも大綱に記載されており、政府が実現を目指している「こどもまんなか社会」の定義を引用しているところであります。

本資料の真ん中の枠組みで太字で書かれている所でございますが、こちらはこども大綱での「こどもまんなか社会」が記載されている箇所を抜粋したものでございます。

「こどもまんなか社会」の定義は、いわゆる波線で前後に記載されている、「全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」ですが、その具体的な説明が「「こどもまんなか社会」とは、」から始まっております。

下線部を中心にご覧いただきたいのですが、「子どもの権利条約の精神にのっとり」や、「権利の擁護」など「子どもの権利」が踏まえられた上で、「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」が目指す目標として集約されております。

こうしたことから、事務局の案としましては、文量のバランスも考慮し、このままにさせていただきたいと考えております。

一方で、「子どもの権利」に関する事項については、次期計画においても大切な要素であることから、計画の本文に適切に盛り込むことといたします。

資料1及び別添資料についての説明は以上でございます。

（後藤会長）

ありがとうございました。

それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言、挙手をお願いしたいと思います。

それでは渡邊委員お願いいたします。

（渡邊委員）

子どもの虐待防止ネットワーク・あいちの渡邊と申します。よろしく申し上げます。ただいまご説明いただきまして、色々ご検討いただきましてありがとうございました。

私のご意見申し上げたのは、国がこども大綱の閣議決定をするに当たりまして、今回、子ども・若者が権利の主体であるということを示すということと、子ども・若者・子育て当事者とともに進めていくというところを、主眼にしているというよう

に申し上げました。

つまり、当事者一人一人の意見を聞いて、その声を真ん中に置いて、子どもや若者の皆さんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映して、大人が中心になって作ってきたこの社会を、こどもまんなか社会へ作り変えていくということを申し上げました。

なので、まず、今回のこども大綱は、子どもの権利条約の精神に則って、子どもが権利の主体であり、子ども・若者が権利の主体であり、子ども・若者当事者の意見を聞いて、最善のことを考えていくというところを主眼にしているというところが、この今回のこども大綱の主眼、肝だと考えています。

なので、そうした趣旨が反映される基本目標であった方がいいという意見を申し上げました。

確かに基本目標があまり長くなるとはいけませんし、簡潔に肝とする所を表すという意味では、今回ご検討いただいたこの内容で、よろしいかと思えます。

また、一番下に書いていただいておりますように、子どもの権利に関する事項については、大切な要素であることから計画の本文に、基盤整備の所にその1つの項目として盛り込んでいただいておりますので、理解をさせていただきました。

ありがとうございます。

(後藤会長)

渡邊委員ありがとうございました。

他に何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

それでは、この議事1については、渡邊委員からも更にご説明いただきましたので、次の議事に移ってそちらの方で時間を使わせていただいてもよろしいでしょうか。

(了承)

はい。ありがとうございます。

それでは、次のところに。続きまして議事の2「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」(仮称)の数値目標として掲げる項目について、議事3の「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」(仮称)の取組内容について、内容が重なる部分がございますのでまとめて、事務局の方から説明をお願いいたします。

(子育て支援課 今宮課長)

それでは引き続き、議事2の方へ行かせていただきたいと思います。

議事2、「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」(仮称)の数値目標として掲げる項目について」を説明させていただきます。

なお、後藤会長からもご案内がありましたとおり、議事3「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」(仮称)の取組内容について」と内容が重なる部分もございます

ので、連続して説明をさせていただきます。

では、資料2「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」（仮称）の数値目標として掲げる項目をご覧ください。

まず、本資料の構成と見方についてご説明いたします。

表の一番上の見出しをご覧ください。

左上から順番にご覧いただきまして、重点目標（案）、基本施策（案）については、次期計画「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」（仮称）の内容を記載しております。

先ほどご覧いただいた資料1の右側の体系図と対応しております。

現計画の数値目標の項目については、現計画、すなわち現行はぐみんプランの数値目標の項目が記載されております。

次期計画の数値目標の項目（案）について、今回ご審議いただく内容でございますが、太字のゴシック表記になっておりますが、ゴシック表記となっている箇所が、現計画からの変更点です。

また、次の備考と重なりますが、緑色の字となっている箇所は、「あいち子ども・若者育成計画 2027」の数値目標と統合又は移行した内容になっております。

最後に備考でございますが、「あいち子ども・若者育成計画 2027」との関係や、複数の基本施策に該当する数値目標において、他の掲載箇所を明記しております。

なお、数値目標の個数としましては、おめくりいただきますと裏面でございますが、現計画は35個ございましたが、「あいち子ども・若者育成計画 2027」との統合を踏まえ、重複を除きますと、46個となる予定でございます。

それでは表面にお戻りください。

では、現計画との変更点を明示した次期計画の数値目標の項目（案）の箇所を中心にご説明いたします。

なお、緑色の箇所については、繰り返しになりますが、「あいち子ども・若者育成計画 2027」との統合によるものですので、詳細な説明は省略させていただきます。

黒字の太字箇所を上から追っていただきたいと思います。

まず、4番、「結婚支援」について、出会いの場を提供するイベント実施数を数値目標としておりましたが、結婚を希望しながらも、出会いの機会が少なく、出会ったとしても、結婚まで結びついていない状況を踏まえ、昨今、出会いから成婚までのサポートが求められていることから、今年度開設する、出会いから成婚までの伴走型支援を行う「あいち結婚サポートセンター登録者の成婚組数」に変更したいと考えております。

6番、「男女共同参画の推進」について、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間を数値目標としておりましたが、男女共同参画社会の実現に求められる全ての人々が性に関わりなく、職場や家庭、地域社会などあらゆる分野に参画し、社会の対等な構成員として、互いに協力し、個性と能力を発揮し、発揮できることの状態が把握できる数値目標とするため、「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合」

に変更したいと考えております。

なお、この変更の数値目標に関して、「あいち男女共同参画プラン 2025」においても掲げられている数値目標でございます。

7番、「安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援」、14番、「切れ目のない保健・医療の提供」とともに該当する数値目標として、「産後ケア事業の利用率」を新たに掲げたいと考えております。

2021年4月1日改正の母子保健法に基づき、退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等など、産後も安心して子育てができる支援体制の確保が、市町村の努力義務と規定されたためでございます。

9番、「子どもの健康の確保」について、小児集中治療室（PICU）の整備数を数値目標としておりましたが、夜間や休日に子どもの病気やけがへの対応について、保護者等の不安を軽減し、不要不急の受診を抑制するため、看護師や小児科医師からアドバイスを受けられる小児救急電話相談を実施しており、この事業の課題として、電話が繋がりにくいという指摘があることから、応答率の改善に取り組むため、「小児救急電話相談事業の応答率」に変更したいと考えております。

なお、この数値目標に関して、愛知県地域保健医療計画が2024年3月に公示されましたが、これにおいても同様の変更を行っております。

10番、「居場所づくり」、15番、「子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援」とともに該当する数値目標として、「子ども食堂の箇所数」を掲げておりますが、これまで、裏面の24番、「地域の多様な主体との協働推進」に掲げておりましたが、近年の子ども食堂は子どもの居場所づくりと、子どもの貧困対策の2つが主な機能とされていることから、該当する基本施策を整理いたしました。

このまま15番、「子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援」の説明を申し上げます。

「地域未来塾を実施する市町村数」は、中学生、高校生を対象に、大学生や教員OBなど、地域住民の協力による学習支援を実施する「地域未来塾」について、市町村に対して実施を働きかけ、支援を行っておりますので、実施する市町村数を新たに数値目標として掲げたいと考えております。

また、子どもの貧困対策として実施している「子どもが輝く未来へのロードマップ」として位置付けられている目標でもあります。

その下の「こども家庭センターを設置している市町村の数」、緑色の字でございますが、「子ども・若者支援地域協議会を利用できる子ども・若者の割合」、「子ども・若者総合相談センターを利用できる子ども・若者の割合」の3つについては、ヤングケアラー支援に関する法改正において、それぞれ支援体制として掲げられているため、新たに数字目標として掲げるものでございます。

そのうち、「こども・家庭センターを設置している市町村の数」につきまして、裏面をご覧ください。

17番、「児童虐待防止対策の推進」にも該当する数値目標でございます。

2022 年改正の児童福祉法により、市町村子ども家庭総合支援拠点にかかる記載が削除、「こども家庭センター」に位置付けられ、「こども家庭センターを設置する市町村の数」が、国の「新たな児童虐待防止体制対策総合強化プラン」の記載目標とされたため、「市町村子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村の数」からの変更を行うものでございます。

21 番、「個々の家庭に寄り添った支援の充実」について、「子育て世代包括支援センターを設置している市町村の数」を数値目標としておりましたが、目標である全市町村への設置が完了したため、子どもたちの健やかな育ちを支え、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チームを設置する市町村の数」に変更したいと考えております。

なお、24 番、「地域の多様な主体との協働推進」にも該当する数値目標となります。

最後に、23 番、「子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実」について、こども基本法第 11 条により、こども施策を策定・実施・評価するに当たって、子ども・若者の意見を反映することが義務付けられたところであります。

その際に、子ども・若者が円滑に意見を言えるようにするための工夫、例えば、意見を聴取する場にファシリテーターを設置することや、子ども・若者がいつでも自分の意見を発信できるようにするための工夫、例えば、24 時間回答可能なオンライン意見箱の設置など、先進的・効果的な取組の情報を本県が集約し、市町村に横展開することにより、愛知県内で子ども・若者の意見形成支援及び意見を聴く文化の醸成を促進するため、「子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりに取り組む市町村の数」を数値目標として、新たに掲げたいと考えております。

なお、表面に戻っていただきまして大変恐縮でございますが、2 番の「就労支援」について、「ヤングジョブあいち利用者の就職者数」を数値目標として掲げておりましたが、次期計画の取り扱いにつきましては、現在担当部局で検討中でございます。

以上が議事 2 でございました。

引き続きまして議事 3、「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」（仮称）の取組内容について」の説明をさせていただきます。

資料 3 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」（仮称）の取組内容」をご覧ください。

この資料 3 はページが 10 ページございます。

1 ページをご覧ください。

各ページ作りは同じでございますが、資料は左から基本施策（案）、取組の方向性（案）、取組項目（案）、主な取組（案）、備考と記載をしております。

主な取組（案）において、資料の一番下の※印に記載がございますが、斜めに書いている箇所が、「あいち子ども・若者育成計画 2027」からの移行内容であり、太字、いわゆるゴシック表記に変えている箇所が、新たに計画に盛り込む内容となっております。

備考において、主な取組（案）に記載の取組のうち、先ほどご覧いただきました、

資料2に記載しました数値目標の項目に対応する取組や、第1回会議の委員意見に対応する取組であることを参考にお示ししております。

なお、次期計画全体は事務局で鋭意検討しているところであり、主な取組（案）に掲載した取組が、次期計画に記載する取組の全てではございません。

例えば、備考に記載している数値目標の項目に対応する取組に関して、様々な取組がございますので、本資料でお示ししている1つの取組しかないわけではございませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

なお、新たに計画に盛り込む内容の検討に当たり、こども大綱の内容を踏まえて検討を行っております。

では、お時間の都合もがございますので、新たに計画に盛り込む内容である、太字に書いている箇所を中心にご説明をいたします。

まず、1ページ目でございます。

2番、「就労支援」について、第1回会議での委員意見を踏まえ、今年度から本県で開始した、従業員の奨学金返還を支援する中小企業を対象に補助金を交付する制度に関連し、従業員の奨学金返還支援に取り組んでいる県内中小企業の魅力発信や、企業とのマッチング機会の充実を図ることについて、次期計画に記載したいと考えております。

4番、「結婚支援」について、昨年度から開催している大規模婚活イベントや、今年度運営開始するあいち結婚サポートセンターにおいて、AIを活用したマッチング支援や、専門の相談員による出会いから成婚までの伴走型の支援を行うことについて次期計画に記載したいと考えております。

それでは2ページ目をお願いします。

裏面をご覧くださいまして、5番、「働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進」について、年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を、「愛知県休み方改革マイスター企業」として認定し、労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりの推進や、企業のテレワーク導入・定着への支援について次期計画に記載したいと考えております。

次に3ページ目をお願いいたします。

8番、「保育の受け皿、保育人材、多様な保育サービスの確保」について、第1回会議での委員意見を踏まえ、保育士の質の向上、保育士の質の確保や、保育所等での医療的ケア児を受入れるための環境整備等の支援の取組を引き続き記載するとともに、次年度から開始される「こども誰でも通園制度」の受け皿確保のための支援について、次期計画に記載したいと考えております。

9番、「子どもの健康の確保」について、第1回会議での委員意見を踏まえ、小児専門医の確保のための研修事業に対する補助を行い、小児集中治療に習熟した医師の確保に努めることについて、次期計画に記載したいと考えております。

10番、「居場所づくり」について、児童総合センターでの「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりの促進や、

「子どもが輝く未来基金」を活用した子ども食堂の開設、事例の横展開を図ることなどによって、子どもの居場所づくりに関する市町村の取組を支援することについて、次期計画に記載したいと考えております。

次に4ページをお願いします。裏面でございます。

11番、「思春期保健対策の充実」について、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進や、アルコール関連問題についての正しい知識の普及に努めることについて、次期計画に記載したいと考えております。

続きまして5ページ目をお願いいたします。

14番、「切れ目のない保健・医療の提供」について、産後の心身の負担を軽減するための産後ケア事業を必要な方が受けられるよう、産後の支援体制の充実を図ることや、先天性代謝異常児の早期発見、早期治療のため、全ての赤ちゃんを対象とした新生児マス・スクリーニング検査の実施、こどもホスピスの理解の促進について、次期計画に記載したいと考えております。

続きまして6ページでございます。

裏面をご覧くださいまして、15番、「子どもの貧困・ひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援」について、第1回会議の意見を踏まえ、ひとり親家庭の親の就業の支援や、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組む母子・父子家庭に対して、住宅支援資金の貸付を実施し、その生活の安定と自立の促進の支援を行うことについて、次期計画に記載したいと考えております。

7ページをお願いいたします。

17番、「児童虐待防止対策の推進」について、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、一時保護を必要とする子どもに対し、子どもの権利擁護を最優先とし、適切な環境で一時保護を実施していくとともに、増加する一時保護に適切に対応するため、県立の一時保護所をはじめ、児童養護施設等が設置する一時保護専用施設の整備等により、一時保護体制の強化と充実を図ることや、こども家庭センター未設置の市町村に対し、情報提供や説明会を行うなど、設置の働きかけを行うことについて、次期計画に記載したいと考えております。

続きまして9ページをお願いいたします。

22番、「経済的支援の充実」について、第1回会議の意見を踏まえ、保育所等を利用する低所得世帯が、保育所等に支払うべき物品の購入や、行事への参加に要する費用等の助成や、妊婦のための支援給付、妊婦支援給付金でございますが、これについて、県独自に低所得世帯を対象として拡充した子育て応援給付金を支給することについて、次期計画に記載したいと考えております。

最後に裏面でございます10ページ目をご覧ください。

23番、「子ども・若者の社会参画・意見反映の機会の充実について」、幼児教育・保育に携わる保育士等、子どもに係る職員に対し、研修を通して「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容に関する理解や認識を深めることや、県や市町村にお

ける子ども・若者の意見反映の取組に係る好事例を集約し、市町村に横展開をすることにより、市町村において、子ども・若者の意見反映の取組が一層推進されるよう働きかけることについて、次期計画に記載したいと考えております。

資料2及び資料3についての説明は以上でございます。

(後藤会長)

ご説明ありがとうございました。

それではここまでの説明について、ご参加いただいている澤之向さんと小島さんからご意見をお伺いしたいと思います。

では、澤之向さんいかがですか。

(澤之向さん)

13番の多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりについて、私自身、保育園や小学校の頃に、様々な遊び場やワークショップや科学館などの施設に行き、様々な体験をしました。今、その体験が実際の学習に関する興味や関心に繋がっていたり、将来の夢などにも繋がり、更に具体的な資格を取得したいというところまで繋がっているのので、この13番が子どもの興味関心に関してすごく大切だと思いました。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。13番の所の多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの所でご意見いただきました。

今まで色々と体験したことが今に結びついているというご意見をいただきました。それではまた後でご意見いただくとして、次に小島さん。

何かありましたらご意見お願いします。

(小島さん)

大学生の小島と申します。

私からは10番と13番について、意見を言いたいなと思っています。

10番に関しては、子ども食堂というところなんですけれども、私は大学のボランティアサークルに入っておりまして、子ども食堂に毎月1回お邪魔しています。

そこでは本当に、ただご飯を食べるだけではなくて、いろんな、私たち大学生であったり、大人の方と交流をして、本当に子どもたちも楽しそうだなと思っているので、こういった10番の居場所づくりということ、学校以外の新たなコミュニティができるということは子どもにとって非常に大事だと思っているので、とても素敵なことだなと思っています。

13番に関してなんですけれども、13番の国際交流の推進という所なのですが、数値目標で英検を有する生徒の割合を高めていくよというところなんですけれども、実際大学入試において、英検というのは非常に使われていて、実際私も英検を使う入試

で大学に入りました。

なので、この英検を有する生徒を高めていくっていうのはありがたいのですが、実際英検って、受験するのに結構費用がかかるので、そこで、家庭間の格差が起きたらいけないなと感じているので、この英検の割合を高めていくよっていうのは本当に素敵なことなのですが、どう支援していくか、受験料の支援であったりっていうところも、よろしく願いいたします。以上です。

(後藤会長)

ご意見ありがとうございました。

10番の居場所づくりと、そして13番の英検の数値目標の所で。英検自体は、今の子ども・若者にとってとても大事なものをもうちょっと、経済的な格差とか、そういうことを視野に入れてこの目標値の上昇を考えて欲しいという、そういうご意見だったかなと思います。

お二人ともありがとうございました。

また何かあったら手を挙げて質問や意見を言ってください。

では、他の委員の皆様からも色々お伺いしたいと思います。

先ほどの事務局の議事2と3についての説明について、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

では中井委員さんお願いいたします。

(中井委員)

子育て支援のNPOまめっこの中井と申します。

資料2の重点項目2番、基本施策6番の男女共同参画の推進の所で、次期計画の数値目標の項目が、社会全体として男女平等であると感じる人の割合に変更されましたが、すごく大きな質問な気がするので、それを測るためのもう少し細かい質問項目というか、例えば、男女の賃金格差について縮まっていると思うかとか、男女の昇進の機会が平等だと思うかというような、もう少し答えやすい質問が、この先、ここには書いていないけれども、この先に用意されているのかということが、気になりました。

その下、7番の産後ケア事業の利用率というところで、資料3の5ページ、14番、切れ目のない保健・医療の提供の所の主な取組(案)の所に、産後ケア事業を必要な方が受けられるように支援体制の充実を図りますと書いてあるんですけども、必要な方が受けられるというよりは、もう今は国の方もポピュレーションアプローチに切り換えていくようにという方向性が示されているかと思いますので、希望している人がどれだけ利用が叶うかという利用率を調査していただけたらありがたいなと思います。

資料2の重点項目3の基本施策15の所と、17の所にこども家庭センターという言葉が出てきますけれども、このこども家庭センターは、私の理解では、現計画のところという市町村子ども家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターを一体

化して設置される予定の機関だと思っています。

なので、資料2裏面の21、個々の家庭に寄り添った支援の充実で、子育て世帯包括支援センターを設置している市町村の数という所にもこども家庭センターって関わってくるんじゃないかなと思ったことと、これが何かちょっと全然違う、次期計画の数値目標の項目として、あまり親和性がないと言ったら言い過ぎかもしれないですけど、全然切り口が違う数値目標になったなと思っていますので、もう少し、これはこれでいいと思うんですけども、例えば、こども家庭センターを補完する役割である地域子育て相談機関の設置数であるとか、整備がどのぐらいできている、整備してる市町村の数とか、子育て相談機関は中学校区に1つの設置と目標を掲げられていますので、中学校区に1つ設置ができている市町村の数であるとか、何かこの子育て世代包括支援センターと、こども家庭総合支援拠点が統合されてのこども家庭センターになって、その下に地域子育て相談機関というものの設置が予定されているというところが、何か繋がりが分かるような計画数値目標にさせていただけるといいなと思いました。

あとは、資料3の2ページ、基本施策の7番、安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援の所で、今現在でも妊娠8ヶ月頃に面談等、市町村の保健センターを中心にさせていただいていると思いますけれども、希望する人だけが面談対象になっているところも多いと思うので、妊娠期からの切れ目ない支援ということで、母子保健から子育て支援につなげていただくためにも、この8ヶ月の面談とか、面談を子育て相談機関で行うだとか、子育て相談機関を訪問する機会につなげるだとか、妊娠期に地域の子育て支援拠点等を、妊婦さんやその配偶者の方が利用できるような取組を推進していただけるといいなと思いました。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ご質問やご意見があったかと思いますが、いかがでしょうか。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

様々な意見をいただきましたので、それぞれ担当課の方で、改めて検討させていただきます。また、確認ですが、6番の所ですけども、社会全体として男女平等であると感じる人の割合の他にも、もう少し細かい目標項目が必要ということでしょうか。

(中井委員)

これを測るために、男女平等であると感じるってすごく主観的で、しかも、社会全体としてという質問に対して、男女平等であるとあなたは感じますかという質問をするということですよ。次の何か、アンケート等で。

それはすごく、何というか、測りにくい質問だなと思っています、改善点も見つけにくいなと思っているので、その社会全体として男女平等であるというものを、もう少し

し分解をして、例えば、男女の賃金格差が縮まっていると思いますかとか、男女関わらず育児休暇が取れる状況が進んでいると思いますかとか、社会全体として男女平等がどういうことであるか、ということがもう少し答えやすいような質問項目がその下についているかどうかという、それを多分全部書くとここには書ききれないのかなと思ったので。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

承知いたしました。担当課の方にそのように申し伝えます。
ありがとうございます。

(後藤会長)

中井委員のご意見についてちょっと私の方から追加してお話します。

社会全体としてのこの男女平等であるというのが、おっしゃるようにばくっとしているんですけど、この質問項目って、国も都道府県も過去からずっと用いているので、継続的な数値として検証しやすいものではありません。

また、社会全体としての男女平等感が愛知県においてはなかなか改善されていないということがあって、それで多分男女共同参画担当の方で、依然としてこれを目標値に掲げているという背景があるのではないのでしょうか。

ただこの質問項目の中に、教育の場でとか地域の場でとか、分野別に分けて更に聞いているので、そういうところも換算して見ていくということ是可以できるのかなと思ひまして。意見として、担当の方にお伝えいただけたらと思ひます。

ありがとうございました。

それ以外にも、数値目標に掲げられたこども家庭センターを設置している市町村について、中井委員さんとしては、それがもうちょっと小さい地域レベルでの相談支援というようなところときちっと結びついて欲しいということや、また、母子保健の方で出たことが、小さい地域レベルの相談支援の拠点とどういふふうにつながっていくかということが大事だというご意見だと思ひます。また担当の方にも伝えていただけたらと思ひます。ありがとうございました。

では他にいかがでございませうか。では、本多委員さんお願いいたします。

(本多委員)

認定こども園協会の本多と申します。よろしくお願ひします。

8番の保育の受け入れ等々の項目について、意見・質問等させていただきたいと思ひます。

1点目は数値の方との関連もするんですけども、待機児童数の解消、それを数値目標としますよということ、これはこれで大変重要なのかなとは思ひ一方で、昨今、少子化が進んでしまつて、子どもの数が大変減つてきていて、中には幼稚園や保育園、認定こども園どこでも定員割れを起こしている所であるとか、市町村によっては需給

の数値の乖離が、待機児童ではない方に、余っている方に振っている所が増えてきているように聞いております。特に1号子どもですよね。

待機児童等に関しては、数値目標に関してはもう少し、違う見方での数値目標も待機児童とともに必要なのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

少し、余談というわけではないんですが、私の知っているところでの保育園等々で困っているというのが、育休退園というのが2歳児のところはどうしてもあって、育休を取ることで保育園の継続利用ができないという市町村が、愛知県下でいくつかあるというふうに認識をしております。

子育ての中では、継続して子どもを保育園、認定こども園等々に預けられないということは大きな問題なのかなと思いますので、こちらの方の数値等々でもいいのかなと考えます。よろしくお願ひいたします。

もう1点、保育士等の確保数に関しまして、この数字も大変重要だと思いますので、本当にありがたいなと思います。

それに加えてということで資料3の8の項目の所に、医ケア児の人材確保で看護師という文言も出ております。

保育園や認定こども園等々での看護師の配置というのはあるとすごい助かるなど、医ケア児はもう当然のことながら、そうでなくても、看護師の配置はあると助かるなど、各園が結構そういうことを取り組んできているというふうに認識をしておりますので、この辺も検討していただくとありがたいなと思います。以上となります。

よろしくお願ひします。

(後藤会長)

本多委員さんありがとうございました。

それでは今の件で、この8の項目に関連したことを受けとめて検討いただくということでよろしかったでしょうか。

(了承)

どうもありがとうございました。

それでは山中委員さん、どうぞご意見をお願いします。

(山中委員)

愛知県小中学校長会の方から出させていただいております。美浜町立河和小学校の山中です。

先ほど保育士さんの確保というところで、本当にこれは切にお願いしたいところです。小学校へ行く前の段階が、前回もお伝えしましたが、とても大切だと思っていて、特に特別な支援が必要な子どもたちにとって、小学校に入る前の段階で、いかに支援ができていくかということが大事だと思っています。小学校へ入った段階で、1年生の段階で、大人との対一の対応が必要なお子さんが大変増えてきています。そうになると、保育園はもっと大変だろうなと思います。小学校に入る前の段階の保育、幼

児教育の段階で、大人の手が随分必要だということを思いますので、その辺りの数値も入れながら、特別に支援が必要な幼児、いわゆる療育が必要な幼児への支援。こちらの方もぱっと見ると、資料上に特にはないと思うのですが、療育の方も併せて、どこかに入れ込んでいただけるとありがたいです。この、障害のある子ども・若者への支援の所であるのか、あるいは8の保育の受け皿、保育人材・多様な保育サービスの確保の所に入ってくるとありがたいと思います。

合わせて、先ほど高校生の方が言ってみえました13の多様な遊びや体験という所で、ここの次期計画の数値目標の項目の所は、ちょっとレベルの高い部分の体験が入ってきていますが、小学生以下の遊び場の確保、資料3の方では、一番上に安全な遊び場の確保がありまして、小学生以下の子どもたちが、安全に遊ぶことができる場、その辺りも、何か施策に入れていただけるとありがたいと思います。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

今ご指摘いただきましたのが保育園等の、小学校就学前のところの療育の問題ということで、これが8番に入るのか16番に入るのかというお話と、もう1点は、13番の多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの所が、資料3の方には色々書いてあるんですけど、数値目標はどちらかといえばちょっと年齢の上の方に偏ってるんじゃないかというご指摘なので、またその辺りももう一度ご検討いただけたらと思います。ありがとうございました。

他に何か皆様の方からご意見ありますでしょうか。

それでは中屋委員さんお願いします。

(中屋委員)

福祉施設長会の中屋と申します。私が質問したいのは18番ですね。

上から2つ目の丸の主な取組の所です。

県は家庭養育優先原則を踏まえた里親等委託を推進するため、云々とありますけれども、17番の児童虐待防止対策の推進の所にある、一番下の、県はこども家庭センターの全市町村への展開を図るためという、こども家庭センターの表現が明記されているわけですが、里親の方は、里親支援センターという構想があるわけで、ここにその表現がないのが、なぜだろうなと思いました。

里親支援センター構想があるのであれば、早急に当時者同士が集まるような協議会みたいなものをぜひ開いていただけたらなと思っています。

よろしくお願いします。

(後藤会長)

ありがとうございました。ご指摘いただきましたように、家庭養育優先とか里親委

託率の上昇を目指していくならば、里親支援センターのことも何か書き込んだ方がいいのではないかというのは、ごもっともだなと思いながら伺っているところでした。また、担当の方で検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。他に、何かお気づきの点等ございませんでしょうか。それでは北村委員さんお願いいたします。

(北村委員)

はい、社会福祉協議会保育部会の北村です。

子育て支援とか、保育士確保とかありますが、保育士の労働条件、ワーク・ライフ・バランス、教員も一緒ですが、子どもを支える人たちの働きやすさに対する支援が必要ではないかということが1つ。

あと、今、保育士養成校に行く人が少なく、根本的な保育士不足になっているというのが原因だったりするため、そこへの支援をどのようにしていくのかということも盛り込んでもらえるといいと思っています。

それと、15番にスクールソーシャルワーカー、12番にスクールカウンセラーがありますが、保育にも保育ソーシャルワーカーというのが実は必要で、保護者というのはまず、社会に最初に触れるのが保育園だったりします。しかし、支援の仕組みが分からないということがあります。

基本的に支援を受けるには申請制度なので、申請の仕方が分からないとか、市役所へ行くのが面倒くさいとか、そういうことがあったりするため、そこをケアできるといいと思うので、保育ソーシャルワーカーが必要だと思います。

あとは相談事業を、これから、誰でも通園制度と並行して、相談事業も保育園ですることになっています。保育カウンセラーみたいなのが設置されるといいと思います。やはり子どもが生まれたばかりの頃は、親は子育て初心者なので、育て方などインターネットなどで見て、誤解したり、できなかつたりで、ストレスがかかたりすることがあります。そういうときに相談者がいることが大事だと思います。

子育て不安の親に援助ができるようにしてあげるといのが大事で、困ったときにすぐ相談できる環境が必要です。カウンセリングを受けると、病気持ちに思われるという日本の風潮がありますけれども、基本は自分の情緒を保つために普通にカウンセリングを受けられるような仕組みにしておくと、保育園の場合は、保育者と話せますが、小学校へ行くと急に保護者と先生の関係って薄くなるじゃないですか。

相談する相手がない。そういうところのハードルを下げたことで、ストレスが減り、保護者の情緒を安定させ、話してもらうことが子どもの養育にすごくいい傾向になるので、そういうところも一緒にセットで支援してもらえるといいと思っています。

最後に、少子化対策が実はあまり、この計画の中に見えてこないの、少子化対策が、どのような計画があるのか疑問に思っています。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。3点ほどおっしゃっていただきました。保育の場でも、また、学校現場でも、先生方や担い手の方々のワーク・ライフ・バランスというのが非常に大事になっています。一方で、地域で色々なことをやっていただくためには、地域と保育士さんや教員や行政の方との連携・協働というのが大事で、両方相まって地域のインフォーマルな動きも活発になっていくというところがある中で、一方でワーク・ライフ・バランスを考えなければいけないということの問題というのは、全てこのプランの中に通じることかなと。

ですから、あれもやるこれもやるっていうようなことも大事なんですけど、でもあれもやるこれもやるだとなかなかうまくいかないという、そういうこともやっぱり、取組の総量みたいことも考えてやっていかなければいけないということを、現場の方ともお話する中で、感じるところであります。

今、北村委員さんがおっしゃった保育の現場においても、そういった保育士と保育所に期待されることは大きいんですけど、やっぱり一方で保育士さん達のワーク・ライフ・バランスということを考えていかないと回っていかないというようなこともあるかと思います。今回のプランの中にはそういう点も同時に考えて書いていくということが大事かなと、思っています。

2点目の保育の場面でもソーシャルワーカー的な存在が必要ということで、これは他のところでもいろんなソーシャルワーカー的な結びの役の人たちが必要となってくるかと思いますが、数値目標としては掲げられなくても、取組内容の所に入れていくというようなことは大事かなとっております。

3点目の少子化対策というところでございますが、元々このプランというのは、少子化からスタートしたんですけど、今ではそれに色々な役割が加わった総合プランとなっておりますので、実際には少子化対策の所は多いんですけど、新しく話し合う所はどうしても少子化の所よりも、他の所が中心になっているようなところがあります。最終的にはまたその辺りも、県の方でもう一度きちっと考えていただくということかなとっております。

他の皆様でご意見ご質問等ございますでしょうか。

それでは、久世委員さんよろしく願いいたします。

(久世委員)

経営者協会の久世でございます。

資料の3の2の就労支援の所ですが、前回私の方から、奨学金返還を支援した企業に対して、県の方が助成金というのをつけていただける制度というのを始めていただいたので、ぜひそれを進めて欲しいと、こういう意見を申し上げたんですが、それは意見としてこの主な取組の所で反映させていただいたので大変ありがたいと思います。

ただ、この書き方だと、魅力発信ですとかマッチング、これも重要なことなんです
が、一番助かるのは経済的な支援でありますので、助成金制度を、そういうことをは
っきり書けるのかどうかわからないんですけど、続けていただくというのが一番あり
がたいなということなので、そういったようなニュアンスが伝わるような書き方ある
いは取組にしていただければ、大変助かるなと思います。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それではまた県の方も今の久世委員からのご指摘についてまた検討いただけたら
と思いますのでよろしくお願いします。

では、続いて小島さんどうぞ。

(小島さん)

12 番の I C T 教育という所で、質問になるんですけども、I C T 教育を進めるに
は、何かパソコンであったりタブレットであったりが必要だと思うんですけども、
愛知県では、I C T 教育でパソコンを使っているのか、タブレットを推進しているの
かどちらかを教えていただけますか。

(後藤会長)

小島さんありがとうございます。

このところですね、12 の学校教育の充実で、授業に I C T を活用して指導できる
というようなことが書いてある。

これはパソコンですか、タブレットですかというご質問かなと思いますがいかがで
しょうか。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

今回は教育委員会が出席しておりませんので、責任を持って回答できませんので確
認しておきます。

(山中委員)

一人一台タブレットが入っている小学校はあります。

(後藤会長)

では、タブレットということを前提に、もし意見があれば何か言っていただけたら
と思います。

(小島さん)

大学生になるとパソコンを使うようになるので、ちょっとおこがましい意見かもしれないですけど、小学生のうちからパソコンとかを使ってもらって、ブラインドタッチとかに慣れると大学生のときにすごく楽になるので、パソコンをお願いします。

(後藤会長)

ありがとうございます。

今の意見は、パソコンとなると、パソコンがあるご家庭と、そうじゃないご家庭があつたりしますので、やっぱり、タブレットと同時に、パソコンも小・中学生のころから1人1台とは言わないまでも、何かそういうタブレットだけではなくパソコンに触れるような機会もあるといいんではないかというようなご意見だと、そういうような意味も込めておっしゃってくださったんだと思います。このご意見について、何らかの形でご検討いただけたらと思います。

それでは他に何か、皆様の方でご質問、ご指摘ございますか。

いかがでしょうか。それでは渡邊委員さん。

(渡邊委員)

子どもの虐待防止ネットワーク・あいちの渡邊ですよろしくをお願いします。

10番の居場所づくりの所なんですけど、数値目標として、放課後児童クラブとか子ども食堂の箇所数とか、そういうものを挙げていただいているのはすごくいいなと思うんですが、もう1つ、令和4年度の児童福祉法の改正のときに、児童育成支援拠点事業というのが、新たなものとして盛り込まれたということがあります。

この児童育成支援拠点事業というのは、養育環境などに課題を抱える、あるいは家庭や学校に居場所がない子どもたち、例えば、不登校のお子さんとか、学校になかなか馴染めないお子さん、こういった方も含めて、そういう方を対象にして、こういった地域の拠点を作っていったらどうかということで、法改正の中に盛り込まれています。

これはですね、安全・安心な居場所の提供だけではなくって、そこで生活支援とかあるいは、学習支援とか食事の提供とか、あるいは保護者への相談支援、そういったことを総合的に、身近な地域で提供するという事業になっています。

そういった居場所が地域にたくさんできると、その地域で支援を受けられて、それが虐待の防止に繋がったり、あるいは子どもの健全育成に繋がったりするので、こういったものも、数値目標の1つとして入れていただけたらいいなと思っています。

引き続き、11番の思春期保健対策の充実ですけれども、この学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数、これが数値目標に挙げられているんですけども、これはどういったものを想定しているのかなと思うんですが、例えば、こども大綱に盛り込まれている、命の安全教育であつたり、あるいは国連の子どもの権利委員会が政府に勧告をしている包括的性教育であつたり。そういったものもこの中で想定をしているのかどうか、これはお聞きしたいと思っているんですけど、もし、そうい

ったことを想定していないとしたら、やはりそういったものも含めて、多様な思春期教育で単に性教育だけではなく、人間関係とか性の多様性とか、あるいはジェンダー平等など、人権尊重を基盤とした性教育、そういったものも盛り込んでいただけるといいなと思っています。

以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

11 番の所の思春期保健対策の充実ということで、人権尊重というような視点も盛り込んで欲しいというようなことで、とても大切かなと思います。

担当の方にまたこういった意見をお伝えいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

では、川出委員さんよろしくお願いいたします。

(川出委員)

市長会の代表で大府市です。

2 点ほどお願いします。

まずですね、資料 3 番目の 6 番目の男女共同参画の推進という所で、多分愛知県さんもあいち女性輝きカンパニーの認証制度をされてると思うので、そこら辺の中身もちょっと入れていただけるといいのかなと思いました。というのが、大府市も、実はあいち女性輝きカンパニーの認証数を増やそうという取組を積極的にやらせていただいているので、一緒に進めていければなと思っております。

あと 1 個、13 番の所ですね、多様な遊びの体験という。

今日参加していただいている若者の 2 人もここら辺を注目されている所かなと思うんですけど、ちょっと山中委員とかぶる部分ではあるんですが、やっぱりちょっと高度な内容が多いというか、スーパーサイエンスとかもいいと思うんですが、もうちょっと小さい子ども向けの、大府市によく声が寄せられるのが、最近熱中症がすごい、気温も高いので、夏場とかに室内で思いっきり遊べる施設を増やして欲しいという市長への手紙がすごく多いんですね。

大府市はそれを受けまして、おもちゃ美術館というのをちょっと建てようかなあということを考えておるんですが、そういった市町村に届く声としては、夏場も室内で安全に思いっきり遊びたいという意見が多いということをお伝えしつつですね、そういった中身をまた、指標に盛り込む云々はちょっと置いておいて、充実していただければなと思います。

以上です。

(後藤会長)

わかりました。

男女共同参画の推進の所で、女性の活躍ということで輝きカンパニーも加えていくとよりいいのではないかとのご提言です。

基本施策の5と6がダブる数値目標かもしれません。

13番の所で、やはり子どもさんたちが身近で遊べる場所が必要ということで、そういうことが伝わるようなものがあつた方がいいのではないかとのご意見だつたと思います。

ありがとうございますか。

では中井委員さん。よろしく申し上げます。

(中井委員)

少し前にさかのぼって、北村委員がおっしゃっていた保育カウンセラーとか保育ソーシャルワーカーのところに少しつけ足して意見をお伝えしたいなと思います。

本当にこの子育て支援分野において年々ソーシャルワークの必要性が高まっているなと思います。

どんどん新しい事業が加わっていて、本当にそれをできる人材はどこにいるんだと、いつも国の資料を見ながら思っているんですけども、今愛知県では、子育て支援専門員の研修を実施していただいている中で、今実施していただいているのは基本研修と専門研修のみだと把握しています。

もう設置が2015年でしたっけ。もう10年近く経ちますので、その間にかなり子育て支援の分野も複雑化し、新しい事業が次々と加わって複雑化して、そのソーシャルワークの視点が必要になってきていると思うので、そろそろ現任者研修であるとか、フォローアップ研修という今もう既に現場で働いていて、ある程度経験を積んだ人たちのスキルアップの機会を県としても作っていただけるといいかなと思います。

なかなか市町村でやるには、施設当たりには1人、2人いるかどうかというところで、小さい市町村ほど現任者研修やフォローアップ研修を実施するのは難しいと思うので、そういう日々業務に携わっている人たちが情報交換をしながらスキルアップができるような機会の創設をぜひよろしく申し上げます。

(後藤会長)

ありがとうございます。この子ども・若者分野においても、新しい考え方で新しい政策事業というのが出てくるので、現任者の方たちもそういうものを学べる機会は大切ですね。職場で、そのことをやっている人が1人しかいないとかっていうようなところで、職場でスーパービジョンを受けたりするのもなかなか困難な状況があるので。県の方も既に色々なさつてはいると思うんですけど、そういうところを更にこの子ども・若者の分野でもやって、そういう視点でやって欲しいというご意見だつたと思います。

ありがとうございます。

予定していました時間が来たんですけど、どうしてもということがあればお一人

ぐらい大丈夫ですけどよろしかったですか。

(了承)

では、最初に申しあげましたように、この場で議事について意見が出せなかったという委員の皆様におかれましては、10日までにメールを事務局宛てに出していただければ、この会議で出していただいているのと同様に、検討の対象とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

これからの方向性を示せるような指標を掲げられるといいんですけど、やっぱり過去から継続的に取っているようなものじゃないと、また、今後きちっと調査していけるようなものじゃないと、なかなか指標として掲げられないという難しさもあって、そういう中でもぎりぎりまで事務局の方がよりよい数値目標を担当課とも、検討して選んでいただけると思っていますのでよろしくお願いします。

また、議事3の取組内容についてはまだ進行中ということでありましたので、ぜひこれからのキーワードになるような大事なところは皆様の方からも出していただけたらと思います。

いずれにしろお話の内容の中で、やはり相談というようなこともきちっと強化し、また、それぞれのところの新たな事業とそういうものをきちっと結びつけていくというようなことも大事だというようなお話があったかと思えます。

それではですね、これらについては事務局と私の方で、1度また皆様から出たご意見をまとめたものを、一緒に検討させていただきたいと思えますし、また今後、皆様にもまたご相談することがあるかと思えますが、どうぞよろしくお願いします。

それでは、事務局と私の方に今後の修正について、一任させていただくということでもよろしかったでしょうか。

(了承)

はい。ありがとうございます。

それでは、その他として今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(子育て支援課 今宮課長)

それでは、資料4で今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

資料4、今後のスケジュールをご覧ください。

今年度の子ども・子育て会議は全4回、全部で4回を予定しております、次回の第3回は12月13日に、計画の素案の検討を予定しております。

そのあと、12月19日頃から、年明けの1月18日頃までを予定しておりますが、パブリックコメントを、子ども向けパブリックコメントと合わせて実施をいたします。

このパブリックコメントのご意見等を踏まえまして、2月13日に第4回の子ども・子育て会議を開催し、最終案の検討を予定しており、3月末までに計画の策定公表をしたいと考えております。

なお、欄外に、第3回及び第4回の会議の日時と場所を記載しております。

第3回会議は本日と同じく、県庁本庁舎6階の正庁で、午後2時から午後4時まで、第4回会議は愛知県自治センター12階のE会議室で、午前10時から正午までを予定しております。

委員の皆様には改めて開催通知をお送りしますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

資料4の説明は以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございます。このようなスケジュールになっておりますのでぜひ皆様、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

最後になりますけれど、今日ご参加いただきました澤之向さんと小島さん。私どもも初めての経験なので、なかなか十分にできなかったところもあるんですけども、お二人が協力して、今日ここに出席していただいたので、私どもとしてはよかったなと思っているんです。どんな感想を持たれたかとか、今後こういうふうにしたらもっといいよということもありましたら、最後に一言ずつ感想を述べていただけたらなと思います。

では最初に澤之向さんいかがでしょうか。

(澤之向さん)

まず、このような会議に参加させていただいてありがとうございます。

緊張してしまって思うように言葉が出なかったところもありましたが、このような貴重な体験をすることができて嬉しかったです。

この経験を生かして、授業などで、今回の会議とリンクする内容があれば、積極的に意見を発言したり、人の前で自分の考えを話していきたいなと思いました。

これから大人になっていくにつれて、今よりも自分と今回の会議の内容で深い関わりが生まれてくる項目があると思います。

それについて自分ごととして考えて、若者として意見を反映させていきたいと思えます。

そして、今後もこのような機会があれば、家族や友達、クラスメートなどを誘って、積極的に参加したいと思います。

以上です。

(後藤会長)

はい。ありがとうございます。

自分ごととと考えていただけて本当にありがたいと思います。

では次に小島さん、よろしく申し上げます。

(小島さん)

本日はこのような会にお招きいただき、ありがとうございます。

本当に、貴重な経験ができたなと思っています。

いろんな資料を見て、行政って本当にいろんな政策を行っているんだなということを初めて知ったので、やっぱり定期的にこういった情報にアクセスして自分たちや周りの人の生活を豊かにしていきたいなと思っています。

また、こういったいい経験を、他の方にもやって欲しいので、ぜひこういった会議の場があれば、若い人たち、大学生とか高校生たちをご招待いただくよう、よろしくをお願いします。

(後藤会長)

前向きなご意見をいただき、ありがとうございます。

それでは会議を終了したいと思います。委員の皆様方、澤之向さん、小島さんには大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。

議事が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思いますよろしくをお願いします。

(子育て支援課 今宮課長)

本日はお忙しい中、長時間にわたり議論いただきまして、ありがとうございました。

本日いただきました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、事務局の方でしっかりと検討させていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

本日の議事録につきましては、後日発言された方に内容をご確認いただいた上で、議事録署名者お二人のご署名の上、ホームページに掲載いたします。

それではこれもちまして、令和6年度第2回愛知県子供子育て会議を終了いたします。本日はありがとうございました。